

緊急避難場所・避難所における 感染症対策マニュアル

神戸市
2023年6月

はじめに

緊急避難場所・避難所（以下「避難所等」とする。）を開設する際は、以下の3点に留意し、感染症対策を講じる。

◇ 3密（密閉・密集・密接）を避ける

十分な換気の実施、避難者同士に十分な距離・スペースを確保

◇ 一般避難スペースと体調不良者スペースの分離

◇ 基本的な健康管理

十分な手洗い、手指消毒、マスク着用等の咳エチケット

※マスクの着用

個人の判断に委ねることを基本としつつ、咳・鼻水など有症状の者には
周囲への感染防止のためにマスク着用を推奨する

1 避難所等 感染症対策資材

- ◇ 液体せっけん・手指消毒液 → こまめな手洗い・消毒
- ◇ 体温計 → 避難者調査票（健康管理チェックシート）
- ◇ マスク → 着用を希望する避難者へ配布
- ◇ 間仕切り → 過密時に使用（4m×4mが保てないとき）
- ◇ 養生テープ → 区画レイアウトに
- ◇ 清掃用消毒液 → ドアレバー等の共用部分消毒
- ◇ 不織布タオル → 清掃・消毒
- ◇ 使い捨て手袋・マスク → 清掃・消毒
- ◇ 避難者配布用注意事項 → 避難中の注意事項伝達

（その他資機材）

アルミマット、段ボールベッド（主に要配慮者向け）



2 職員の衛生・健康管理

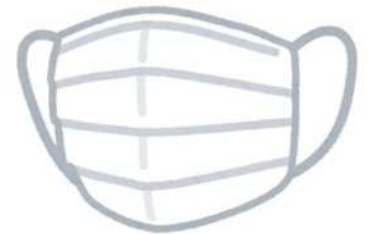
◇ 接触リスク（直接・間接）を避ける

- ・マスクの着用を推奨する。
- ・人と人が触れ合わない程度の身体的距離を念頭におき、会話の際も相手に接近しないよう留意する。
- ・職員自身の感染予防のためにも、定期的に避難スペースの換気を十分に行う。
(30分に1回程度開ける、もしくは2方向の窓を常時少し開けるなど)
- ・間接的にウイルス接触の可能性があるドアレバー等の共用部分は、消毒液を用いペーパータオルでふきとる。定期的に消毒する。
- ・パソコンやスマホなどの共用物品を消毒する。
- ・使用後廃棄するペーパータオルや使い捨て手袋は、ふた付きのゴミ箱や専用のゴミ箱に廃棄する。



◇ マスク及び手袋の使用上の注意

- ・使い捨て手袋は清掃、消毒時に使用する。汚れたとき、破れたとき、一連の作業が終了するごとに廃棄交換、作業場所が変わるときも廃棄交換する。
- ・マスク・使い捨て手袋等は外側にウイルス付着の可能性があるため外す時に触れないよう気をつける。マスクを外した後は、手洗いまたは手指消毒を行う。



※ 職員自身に体調不良等がある場合はすぐに区災害本部（区役所）に連絡すること。

3 避難所等開設準備

① 施設管理者との調整

◇ 開放するスペースの優先順位の確認

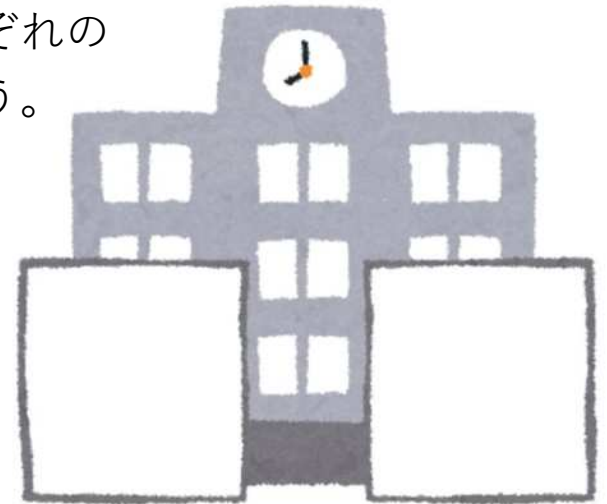
一般避難者用と体調不良者用のスペースが分離できているか確認する

◇ 動線やゾーニングの確認

受付から一般避難者用と体調不良者用スペースまでの動線とそれぞれのトイレまでの動線が互いに交わることのないよう調整・確認を行う。

◇ 利用ルールの確認

施設内の注意事項について施設管理者から確認する。



3 避難所等開設準備

② 受付準備

◇ 受付設営・準備物の確認

受付の机・椅子と以下の資材を準備する。

- ・避難者調査票
- ・体温計
- ・液体せっけん・手指消毒液
- ・配布用注意事項
- ・ゴミ袋
- ・使い捨て手袋
- ・配布用マスク（着用希望者）

◇ 掲示物の掲示

感染予防のポスター（手洗い・換気など）や動線を分離するための経路やトイレなどの案内掲示を行う。

◇ 連絡体制の確認

区災害本部（区役所）等との連絡手段が有効か確認する。

3 避難所等開設準備

③ 避難スペース設営

◇ ゾーニング・パーティションの準備

避難スペース内のゾーニング（4m×4mに養生テープで区画）
やパーティションを準備する。



4 避難所等の開設

① 受付時

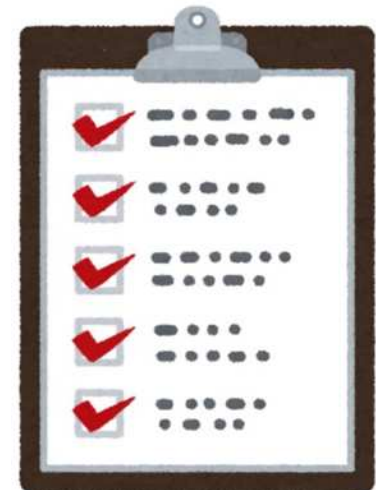
◇ 健康チェック方法

検温を行うとともに発熱や咳などの症状や健康状態を確認し避難者調査票に記入する。

※一般的な発熱の目安：37.5℃以上

◇ 配布物

避難中の注意事項及びゴミ袋を配布する。



4 避難所等の開設

① 受付時

アルコール消毒

①



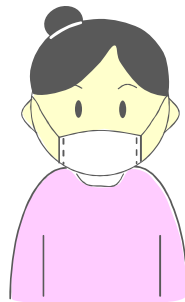
②

配布用マスク

③

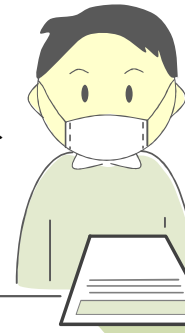
検温

受付



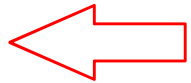
避難者名簿作成
健康観察表への記入

④

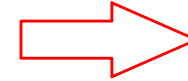


⑤

避難中の注意事項などを配布



体調不良者用（発熱、咳などの症状）の
スペースへ案内し、保健師の指示を求める



体調に応じた区分に
従って入場

4 避難所等の開設

② 避難者の受け入れ方法と配慮事項

◇ 症状のない者

一般避難スペースに案内

◇ 要配慮者

一般避難スペースに案内。必要に応じて段ボールベッドを設置するなどの配慮を行う。

一般避難スペースでの避難が難しい場合は、福祉避難スペースに案内する。

※要配慮者・・・介護が必要な高齢者や障害者、妊産婦・乳児や

配慮を要する幼児等、避難場所にて配慮が必要な者

→**緊急避難場所における要援護者マニュアル**のとおり区災害本部（区役所）へ避難者調査票を送付すること

◇ 体調不良者（発熱症状、咳など）

一般避難者と動線が重ならないように分け、別室の専用スペース（体調不良者スペース）に案内する。

専用スペースは可能な限り個室にするとともに専用のトイレを確保する。

保健師等の指示のもと、健康観察を実施する。

5 避難スペース内ですべきこと

① 衛生環境の確保

避難スペースでの感染予防対策

◇ 手洗いやうがい、咳エチケット、マスクの着用の推奨

注意書きの配布、マスク着用を希望する避難者へのマスク配布

◇ 手指消毒の実施（アルコール消毒液を受付に設置）

来所時など、手指消毒を行うよう促す。

◇ 手指がよく触れる共用部分の清掃

清掃用消毒液をペーパータオルに染み込ませふきとる。

※有症状者が利用したトイレのふた、便座、洗面所の蛇口、ドアノブ、手すりなどの

共有部分で複数の人が触る部分は、アルコール消毒液などでこまめに消毒・清掃する。

5 避難スペース内ですべきこと

② 避難スペースの3密（密閉・密集・密接）の回避

◇ 避難スペース内の十分な換気

定期的な換気（30分に1回程度開ける、もしくは2方向の窓を常時少し開けるなど）

◇ 身体的距離の確保実施

人と人が触れ合わない程度の距離

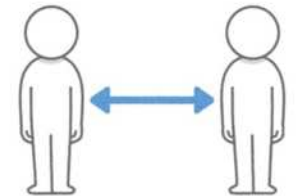
◇ 避難スペースレイアウト

一般避難スペースでは、場所により人数が偏らないよう配慮。

まずは4m×4m（1人の占有面積16㎡）で受け入れ、

さらに避難者の受け入れ需要がある場合には、避難者が来るたびに2m×2m（1人の占有面積4㎡）に区画分けする（間仕切りを使用）

【避難スペースレイアウトや運用は次ページ以降を参照】



5 避難スペース内ですべきこと

③避難スペースの運用

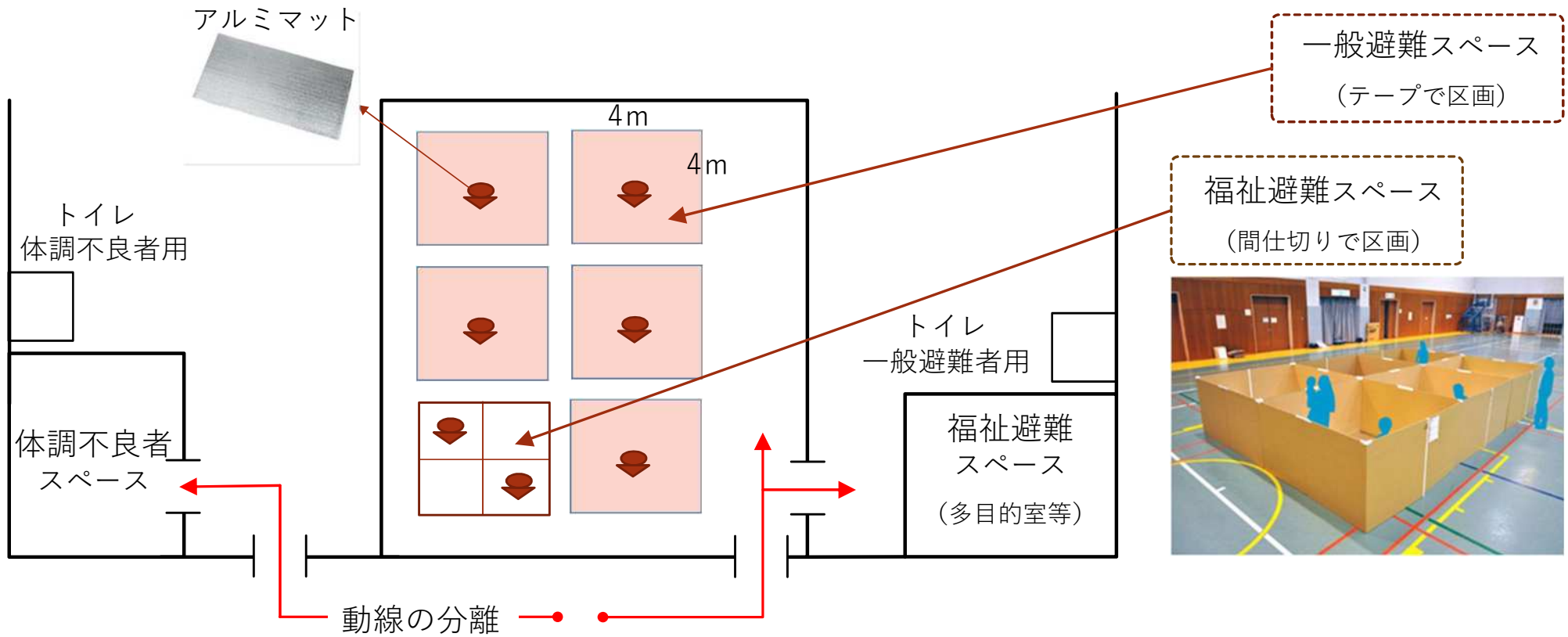
避難者同士の身体的距離を確保（ゾーンマネジメント）

フェーズ1：空間全体を使って、占有面積が $16\text{m}^2/\text{人}$ （ $4\text{m}\times 4\text{m}$ ）以上となるよう区画

フェーズ2：さらに狭くなる受入れ状態が発生した際は、間仕切りを設置し、占有面積が $4\text{m}^2/\text{人}$ （ $2\text{m}\times 2\text{m}$ ）となるよう区画

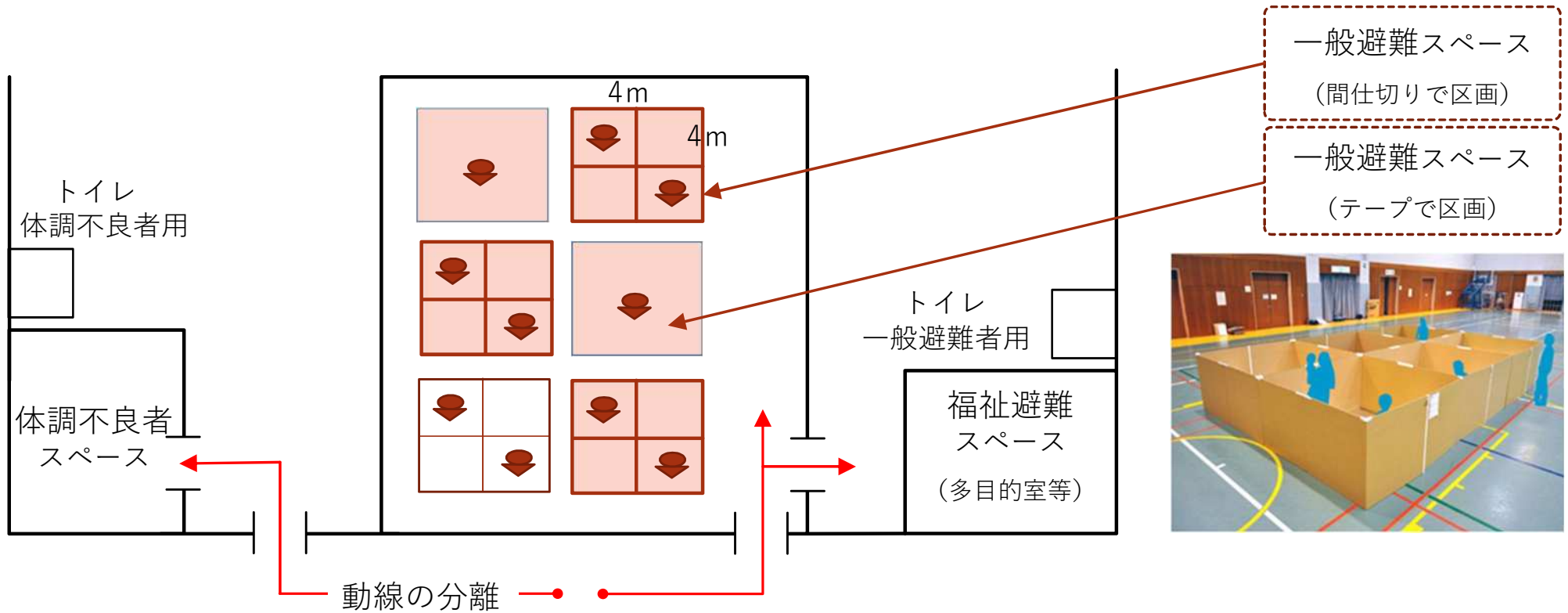
◇ 避難スペースのレイアウト

【フェーズ1】 空間全体を使って、占有面積が16㎡/人（4m×4m）以上となるよう区画



◇ 避難スペースのレイアウト

【フェーズ2】 さらに狭くなる受入れ状態が発生した際は、間仕切りを設置し、占有面積が4㎡/人（2m×2m）となるよう区画



6 避難所等の閉鎖

◇ 避難者が利用したスペースの清掃

避難所等運営職員が避難者の利用したスペースや共用部分（ドアレバー等）を消毒液を使用し清掃した後、消毒液で消毒する。



※有症状者が利用したトイレのふた、便座、洗面所の蛇口、ドアノブ、手すりなどの共有部分で複数の人が触る部分は、アルコール消毒液などでこまめに消毒・清掃する。

◇ ゴミ等廃棄物の取り扱い

避難者のゴミは、各世帯ごとにゴミ袋に収集してもらい、入れ口を縛り、原則、避難者が持ち帰る。

職員が着用した手袋やマスクは、職員が別途回収し処分する。

